

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」と省略する）本協会の倫理規程第7条に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会は常設の機関として委員会を設置する。

(定義)

第3条 本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本協会における各種規則、取引に関わる契約・約款その他に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

第4条 委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、代表理事を除く理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。ただし、理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議長は委員長とする。

5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

(2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

(3) 会員、加盟団体、その他の者による本協会、会員、加盟団体の定款、倫理規

程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

(4) 通報相談窓口の運営に関する事項

(5) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(調査)

第6条 委員長が事実調査の必要があると思料する場合、委員会は、事実調査を行う。

2 委員会が事実調査を行う場合には、調査委員会を設置することができる

3 前項の場合、委員会は、委員会の委員または本条第4項に規定する第三者たる専門家を調査委員として任命する。

4 委員会は、事実調査のために必要であると認めた場合、委員会の委員及び本協会の役員以外の第三者たる専門家を調査委員として委嘱することができる。

5 委員会は、必要に応じて本協会事務局、その他専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。

6 委員会は、事案の内容に応じて、適宜、委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定するなど対応するものとする。

7 調査委員会は、調査終了後速やかに調査結果を委員長に報告する。

(答申)

第7条 委員会は、第5条に定める倫理規程違反等コンプライアンス違反についての本委員会の意見を理事会に答申する。

2 本協会の理事会は、前項の答申に必要な範囲で、委員会の委員を、本協会の理事会に出席することを認める。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員1名の合計2名が記名押印する。

4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は、理事にあつては定款第27条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、本協会の事務局が行う。

(規程の変更)

第12条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、2021年4月1日より施行する。